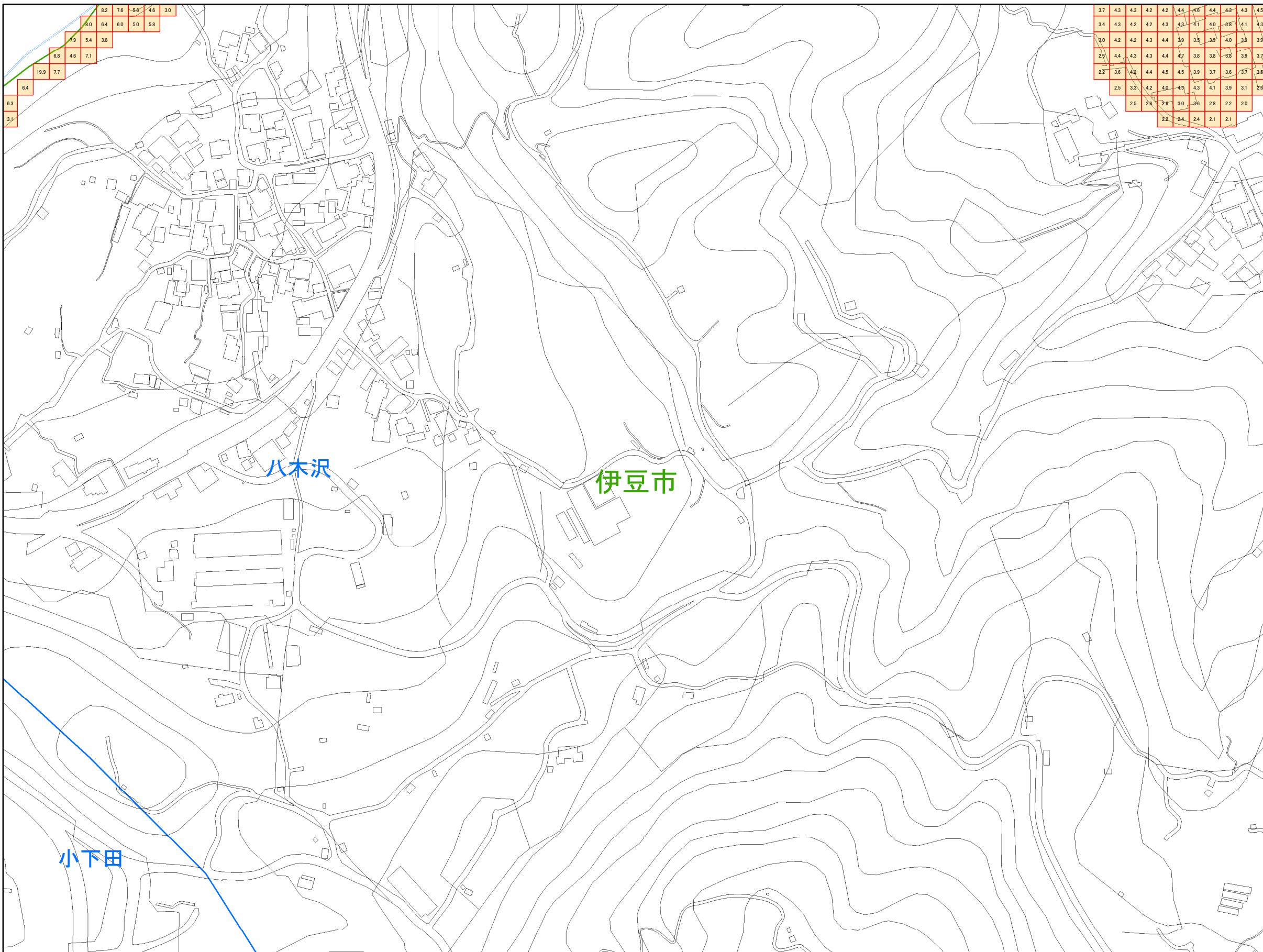


<留意事項>



様式－2
津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン) 区域図

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を使用した。(承認番号 平25情使、第901号)

0 50 100 200 m

N	津波災害特別警戒区域 (オレンジゾーン) 【基準水位】	基準水位 (単位:メートル)
縮尺	告示番号	第204号
	告示年月日	平成30年3月27日
1:2,500	市町村名	伊豆市
	箇所番号	17-28

【津波災害特別警戒区域】
○「津波災害特別警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号(以下、「法」という。))第72条第1項に基づく区域です。

○「津波災害特別警戒区域」は、津波浸水想定(法第8条第1項)を踏まえ、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の建築物の建築とそのための開発行為、又は用途の変更の制限をすべき区域です。

○「津波災害特別警戒区域」には、一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築とそのための開発行為を制限する「オレンジゾーン」と、地域の選択として、住宅等の建築とそのための開発行為の制限等を市町村条例で実施することができる「レッドゾーン」があります。

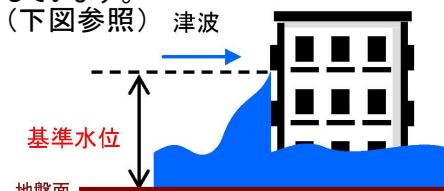
○この図書は、オレンジゾーンの指定区域の公示に係るものです。

○この図書に示す区域は「地形(標高)データ」を用いて計算した結果を用いており、区域境界等における微細な土地の形状を反映しておらず、津波災害特別警戒区域の対象とならない土地の部分が含まれている場合があります。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。
(下図参照) 津波



【地形(標高)データ】

○基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成24年度時点の海岸における3D電子地図、基盤地図情報等をもとに作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は平成25年に刊行された数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。